

仙台市子ども・子育て会議 認定こども園認可及び
教育・保育施設等確認に関する審査部会運営要領（案）

（平成 26 年〇月〇日仙台市子ども・子育て会議決定）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、仙台市子ども・子育て会議認定こども園認可及び教育・保育施設等確認に関する審査部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（会議の非公開）

第 2 条 部会の会議は、非公開とする。

（議事録）

第 3 条 部会における議事は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- （1）部会の開催日時及び開催場所
- （2）出席した委員の氏名
- （3）議事の経過及び概要
- （4）その他必要な事項

2 前項の議事録には、部会長及び部会長が指名した 1 名の委員が署名するものとする。

（所掌事務）

第 4 条 部会は、次の各号に掲げる事項について検討を行う。

- （1）幼保連携型認定こども園の設置等の認可に関する事項
- （2）幼保連携型認定こども園の事業の停止等の命令に関する事項
- （3）幼保連携型認定こども園の設置等の認可の取り消しに関する事項
- （4）特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項
- （5）特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- （6）第 1 号から前号に掲げる事項の他、関連する事項

（会議）

第 5 条 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

2 部会の会議は、部会に属する委員（以下「部会委員」という。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（議決）

第 6 条 第 4 条に関する事項については、部会の議決をもって、仙台市子ども・子育て会

議の議決とみなす。

(仙台市子ども・子育て会議への報告)

第7条 部会長は、部会の調査審議事項を仙台市子ども・子育て会議に報告する。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、仙台市子供未来局子供育成部総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成26年〇月〇日から実施する。